



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年7月3日金曜日 第119号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 521
 指定医療機関の変更..... (") ... 521
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 521
 介護機関(居宅介護事業者)の指定..... (") ... 522
 介護機関(介護予防事業者)の指定..... (") ... 522
 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... (") ... 522
 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... (") ... 522
 救急病院の撤回..... (医療対策課) ... 523
 救急診療所の協力申出..... (") ... 523
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件)..... (経営支援課) ... 523
 保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 525
 解除予定保安林にする旨の通知..... (") ... 525
 地方卸売市場の認定..... (漁政課) ... 525
 公有水面埋立免許..... (港湾海岸課) ... 525
 基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 526
 公共測量の終了の通知..... (") ... 526
 土地改良区の定款変更の認可(4件)..... (東予地方局農村整備課) ... 527
 土地改良区役員の就退任の届出..... (") ... 527
 指定道路の指定(2件)..... (東予地方局四国中央土木事務所、中予地方局建築指導課) ... 527
 土地改良区の定款変更の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 527
 道路の区域変更(一般国道378号)..... (南予地方局管理課) ... 528
 道路の供用開始(")..... (") ... 528
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (南予地方局八幡浜支局環境保全課) ... 528
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (") ... 531

公営企業公告

愛媛県立新居浜病院機能移転支援等業務の委託..... (公営企業管理局県立病院課) ... 532

雑 報

裁決手続開始の決定の公告..... (収用委員会事務局) ... 534

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第757号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人すまいるプラス	伊予郡松前町筒井850 エミフルMASAKI 1階	令和2年5月1日
樽屋おかもと薬局	今治市馬越町一丁目2番29号	令和2年6月1日

○愛媛県告示第758号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) いずみ薬局	今治市末広町一丁目6番地22	令和2年6月1日
(変更前) アルファ調剤薬局末広店		

○愛媛県告示第759号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西予市国民健康保険遊子川出張診療所	西予市城川町遊子谷2443番地	平成30年7月31日
さくら薬局	新居浜市南小松原町13-35	令和2年3月31日
すまいる総合歯科クリニック	伊予郡松前町筒井850 エミフルマサキ1F	令和2年4月30日
いまおか内科クリニック	今治市北高下町二丁目1番48号	令和2年5月31日

かんクリニック	南宇和郡愛南町御荘平城1590	令和2年5月31日
こころのクリニック永松心療内科	大洲市東大洲168番地1	令和2年5月31日
清水内科・循環器内科	宇和島市御幸町二丁目6番3号	令和2年5月31日
平田外科胃腸科	新居浜市久保田町三丁目7-11	令和2年5月31日
れんげ堂薬局市役所前店	西条市周布348-8 伊藤ビル1階	令和2年5月31日

○愛媛県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
藤本香保里	喜多郡内子町平岡甲449-2	ハーブ歯科	宇和島市中沢町一丁目2-11	令和2年6月1日

○愛媛県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社スエトップ	四国中央市中之庄町398-2 しのながビル5号	くりの木薬局	四国中央市中之庄町398-2 しのながビル5号	令和2年3月1日
藤本香保里	喜多郡内子町平岡甲449-2	ハーブ歯科	宇和島市中沢町一丁目2-11	令和2年6月1日

○愛媛県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
渡邊政継	伊予郡松前町西古泉560-8	すまいる総合歯科クリニック	伊予郡松前町筒井850	令和2年4月30日

○愛媛県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
渡邊政継	伊予郡松前町西古泉560-8	すまいる総合歯科クリニック	伊予郡松前町筒井850	令和2年4月30日

○愛媛県告示第764号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名
浦屋病院	松山市中一万町5番地10	医療法人社団西仁会

○愛媛県告示第765号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
浦屋医院	松山市中一万町5番地10	医療法人社団西仁会	令和5年6月30日まで

○愛媛県告示第766号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	駐車場の収容台数	1,683台	1,656台	令和2年7月1日	令和2年6月24日
		駐車場の自動車の出入口の数	15箇所	14箇所		

○愛媛県告示第767号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155番地 外21筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社レデイ薬局ほか7者	株式会社レデイ薬局ほか6者	令和元年7月30日ほか	令和2年6月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第768号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フレスポ今治店	今治市衣干町四丁目61番1号 外15筆	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人	株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠	令和2年 2月21日	令和2年 6月24日
			株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	株式会社レデイ薬局 代表取締役 白石 明生	令和元年 7月30日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第769号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フレスポ大洲店	大洲市徳森字宮方281-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	大黒天物産株式会社 ほか4者	大黒天物産株式会社 ほか3者	令和2年 2月21日 ほか	令和2年 6月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第770号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町西292、316の1、317の1、317の6、329の1、329の3、330の1、330の4、336の1、337から339まで、340の1、346、348、355、362、363の1、364の1、365

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第771号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

伊予郡砥部町中野川1234の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第772号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

認定年月日	開設者		地方卸売市場		
	名称	住所	名称	位置	取扱品目
令和2年6月19日	八幡浜市	八幡浜市北浜一丁目1番1号	八幡浜市水産物地方卸売市場	八幡浜市沖新田1585番地9	生鮮水産物 冷凍水産物

○愛媛県告示第773号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

代表者 伊方町長 高門 清彦

愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲203番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡伊方町塩成字中綱代380番2、381番1、385番1、386番1、386番2、乙451番2、乙455番1に接する町道の地先公有水面

イ 区域

次の1点から22点までを順次直線で結んだ線、1点と22点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.2.40メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「塩成」四等三角点、西宇和郡伊方町塩成竹之内乙519番）は、北緯33度26分44.4633秒、東経132度14分47.7597秒の地点

1点は、基点から真北124度58分42秒、907.90メートルの地点

2点は、1点から真北218度20分17秒、32.74メートルの地点

3点は、2点から真北215度52分22秒、2.50メートルの地点

4点は、3点から真北210度58分20秒、2.50メートルの地点

5点は、4点から真北206度07分32秒、2.50メートルの地点

6点は、5点から真北201度15分58秒、2.50メートルの地点

7点は、6点から真北196度22分07秒、2.50メートルの地点

8点は、7点から真北191度28分22秒、2.50メートルの地点

9点は、8点から真北186度41分01秒、2.50メートルの地点

10点は、9点から真北181度48分11秒、2.50メートルの地

点
 11点は、10点から真北176度55分11秒、2.50メートルの地点
 点
 12点は、11点から真北172度00分28秒、2.50メートルの地点
 点
 13点は、12点から真北167度07分39秒、2.50メートルの地点
 点
 14点は、13点から真北162度05分07秒、2.50メートルの地点
 点
 15点は、14点から真北157度04分02秒、2.50メートルの地点
 点
 16点は、15点から真北152度11分05秒、2.50メートルの地点
 点
 17点は、16点から真北147度18分07秒、2.50メートルの地点
 点
 18点は、17点から真北142度59分26秒、1.86メートルの地点
 点
 19点は、18点から真北140度55分25秒、8.01メートルの地点
 点
 20点は、19点から真北142度21分07秒、2.50メートルの地点
 点
 21点は、20点から真北145度04分49秒、2.50メートルの地点
 点
 22点は、21点から真北147度07分18秒、1.11メートルの地点
 ウ 面積
 283.73平方メートル
 (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 ア 位置
 愛媛県西宇和郡伊方町塩成字中網代364番から同町同字2960番までの地内及び同土地に接する町道内並びに地先公有水面
 イ 区域
 次のA点からU点までを順次直線で結んだ線並びにU点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 基点（国土地理院「塩成」四等三角点、西宇和郡伊方町塩成竹之内乙519番）は、北緯33度26分44.4633秒、東経132度14分47.7597秒の地点
 A点は、基点から真北116度58分24秒、1,010.07メートルの地点
 B点は、A点から真北170度43分00秒、6.31メートルの地点
 C点は、B点から真北260度13分46秒、21.70メートルの地点
 D点は、C点から真北264度58分55秒、22.11メートルの地点
 E点は、D点から真北174度20分25秒、12.80メートルの地点
 F点は、E点から真北264度20分25秒、19.36メートルの地点
 G点は、F点から真北239度58分07秒、31.98メートルの地点
 H点は、G点から真北245度02分03秒、11.91メートルの地

点
 I点は、H点から真北255度10分36秒、17.50メートルの地点
 点
 J点は、I点から真北187度54分59秒、114.75メートルの地点
 点
 K点は、J点から真北290度07分03秒、13.35メートルの地点
 点
 L点は、K点から真北200度59分57秒、10.04メートルの地点
 点
 M点は、L点から真北236度22分05秒、28.60メートルの地点
 点
 N点は、M点から真北357度29分42秒、40.07メートルの地点
 点
 O点は、N点から真北322度22分39秒、37.47メートルの地点
 点
 P点は、O点から真北11度24分08秒、26.77メートルの地点
 点
 Q点は、P点から真北38度13分44秒、78.35メートルの地点
 点
 R点は、Q点から真北82度53分09秒、32.88メートルの地点
 点
 S点は、R点から真北59度43分49秒、51.49メートルの地点
 点
 T点は、S点から真北90度42分27秒、25.07メートルの地点
 点
 U点は、T点から真北41度31分22秒、4.52メートルの地点
 ウ 面積
 10,354.84平方メートル

- 3 埋立地の用途
道路用地
- 4 埋立免許年月日
令和2年7月3日

〇愛媛県告示第774号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
 令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和2年7月17日から
令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

〇愛媛県告示第775号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。
 令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和元年11月7日から
令和2年2月7日まで

3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市神拝土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月3日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市楠河土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月3日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市萩生土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月3日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、神戸・橋一部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月3日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年7月3日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 幸 正	新居浜市垣生6丁目13番11号
"	岡 部 正 明	新居浜市垣生4丁目4番8号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生4丁目1番43号
"	伊 藤 智 夫	新居浜市垣生1丁目8番6号
"	三 浦 為 司	新居浜市垣生3丁目6番5号
"	加 藤 宏 司	新居浜市宇高5丁目15番24号
"	園 部 一	新居浜市田の上4丁目12番10号
"	岡 良 幸	新居浜市八幡3丁目10番38号
"	岡 康 之	新居浜市八幡3丁目6番40号
監 事	佐々木 伸 二	新居浜市八幡3丁目4番43号
"	佐々木 計 治	新居浜市垣生3丁目11番14号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 幸 正	新居浜市垣生6丁目13番11号

"	岡 部 正 明	新居浜市垣生4丁目4番8号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生4丁目1番43号
"	伊 藤 智 夫	新居浜市垣生1丁目8番6号
"	三 浦 為 司	新居浜市垣生3丁目6番5号
"	加 藤 宏 司	新居浜市宇高5丁目15番24号
"	園 部 一	新居浜市田の上4丁目12番10号
"	岡 良 幸	新居浜市八幡3丁目10番38号
"	佐々木 作	新居浜市垣生5丁目7番7号
監 事	佐々木 伸 二	新居浜市八幡3丁目4番43号
"	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生3丁目4番37号

○愛媛県告示第781号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年7月3日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和2年6月26日
- 3 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字岡田2105番8、2106番2の一部、2107番3の一部、2108番1の一部及び2108番2の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 119.20メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第782号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年7月3日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和2年6月26日
- 3 指定道路の位置
伊予郡砥部町原町384番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 17.61メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三間土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月3日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

○愛媛県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員, 延長, 備考. It details road changes for route 378, including area and width specifications.

○愛媛県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年7月3日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. It details the start of road use for route 378.

○愛媛県告示第786号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年7月3日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内豊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
富士シリシア化学株式会社
愛知県春日井市高蔵寺町2丁目1846番地
代表取締役 石坂 勝寛
2 事業場の名称及び所在地
富士シリシア化学株式会社愛媛工場
八幡浜市保内町川之石7番耕地131番地3
3 特定施設に関する事項
(1) ろ過施設（同型10基）

Table with 2 columns: 特定施設の種類の概要, 内容. It provides details for the filtration facility, including capacity (21 tons/day) and installation date (May 15, 2018).

Table with 3 columns: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 項目, 通常/最大値. It lists various water quality parameters like water ion concentration, biological/chemical oxygen demand, and suspended solids.

(2) ろ過施設

Table with 2 columns: 特定施設の種類の概要, 内容. It provides details for the second filtration facility, including capacity (18 tons/day) and installation date (June 21, 2020).

特定施設の1日当たりの使用時間		3時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6 最大 10

(3) ろ過施設 (同型3基)

特定施設の種類		政令別表第1第27号 無機化学工業製品製造業の用に供する施設 イろ過施設
特定施設の能力		4トン/日
設置年月日		平成元年7月10日
特定施設の使用時間間隔		間欠 8時~16時
特定施設の1日当たりの使用時間		約6時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 6

(4) ろ過施設 (同型2基)

特定施設の種類		政令別表第1第27号 無機化学工業製品製造業の用に供する施設 イろ過施設
特定施設の能力		11トン/日
設置年月日		平成元年7月10日
特定施設の使用時間間隔		間欠 0時~24時
特定施設の1日当たりの使用時間		約12時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 8 最大 11

(5) ろ過施設 (同型3基)

特定施設の種類		政令別表第1第27号 無機化学工業製品製造業の用に供する施設 イろ過施設
特定施設の能力		2トン/日
設置年月日		平成元年7月10日
特定施設の使用時間間隔		間欠 0時~24時
特定施設の1日当たりの使用時間		約6時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1.5 最大 2.5

(6) ろ過施設

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 無機化学工業製品製造業の用に供する施設 ろ過施設	
特定施設の能力	2トン/日	
設 置 年 月 日	平成31年1月22日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠 0時~24時	
特定施設の1日当たりの使用時間	約6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 300.2 最大 400

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.5 最大 2.5
------------------------	------------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年4月		
処 理 施 設 の 種 類	中和沈殿		
処 理 施 設 の 型 式	中和沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製、鋼板製		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	10×20×3		
処 理 施 設 の 能 力	400トン/日		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.5 最大 1.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300	通常 50 最大 120
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25	通常 10 最大 25
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 300.2 最大 400	通常 300.2 最大 400

(2) 浄化槽

設 置 年 月 日	平成27年9月11日
処 理 施 設 の 種 類	ダイキ浄化槽
処 理 施 設 の 型 式	DCX25型

処理施設の構造	RC造		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	2.2×3.6×2.0		
処理施設の能力	5.0立方メートル/日		
汚水等の処理の方式	分離嫌気ろ床担体流動方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 100	通常 6.0 最大 6.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 100	通常 10 最大 13
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 45	通常 10 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1 最大 0.5
	汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 5.0 最大 5.0	通常 5.0 最大 5.0

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.66 最大 1.1
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.69 最大 1.6
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 49 最大 120
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.49 最大 0.99
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 305.2 最大 405

(2) No.2排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 0.50
	通常 3 最大 3	

○愛媛県告示第787号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年7月3日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
富士シリシア化学株式会社
愛知県春日井市高蔵寺町2丁目1846番地
代表取締役 石坂 勝實
- 事業場の名称及び所在地
富士シリシア化学株式会社愛媛工場
八幡浜市保内町川之石7番耕地131番地3
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1
第27号 無機化学工業製品製造業の用に供する施設
イ ろ過施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の変更
- 特定施設に関する事項

		変更前	変更後
特定施設の型式		自社製脱水装置	変更なし
特定施設の主要寸法（単位メートル）		直径1.8×高さ2.0	変更なし
特定施設の能力		200トン/日	75トン/日
原材料の種類及び1日当たりの使用量		ケイ酸ソーダ 10.7キロリットル/日 濃硫酸 1.16キロリットル/日 25%アンモニア 70リットル/日	ケイ酸ソーダ 9.5キロリットル/日 濃硫酸 1.03キロリットル/日 25%アンモニア 70リットル/日
特定施設の使用時間間隔		間欠 0時～24時	変更なし
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	変更なし
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	変更なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.0～8.0 最大 3.0～8.0	変更なし
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	通常 0.5 最大 1.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.5	変更なし
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 300	変更なし
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 48	通常 10 最大 25
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 1.0	変更なし
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）		通常 100 最大 120	通常 50 最大 66

6 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

		変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	変更なし
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.66 最大 1.1	変更なし

化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	0.69	変更なし	
	最大	1.6		
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	49	変更なし
		最大	120	
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	10	変更なし	
	最大	25		
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	0.49	変更なし	
	最大	0.99		
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）		通常 305.2 最大 405	変更なし	

No.2 排水口

		変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 7.0	通常 6.5～7.5 最大 6.0～8.0
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	変更なし
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.0	変更なし
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 13	変更なし
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	変更なし
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.10 最大 0.50	変更なし
	汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）		通常 3 最大 3

公営企業公告

○公告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和2年7月3日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県立新居浜病院機能移転支援等業務

(2) 業務内容

愛媛県立新居浜病院機能移転支援等業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年6月30日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ 平成27年度から令和元年度までの間で、入院患者の移送を伴う旧病院許可病床200床以上の病院の移転業務の実績を有する者であること。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 企画提案者の実績

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ 業務の基本方針

業務の基本方針の妥当性

ウ 運営に係る事項

運営の具体的な手法の妥当性

エ 業務執行体制に係る事項

スケジュール及び進捗管理の妥当性

オ 有益かつ独自の提案

有益かつ独自の提案の妥当性

カ 見積金額

機能移転支援等に係るコストの経済性

キ 廃棄物の収集運搬業の許可

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可の取得状況

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県公営企業管理局県立病院課新居浜病院整備グループ

ア 本庁舎

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2816

イ 新居浜駐在

〒792 0042

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

電話番号 (0897)43 6161

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和2年7月3日（金）から27日（月）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和2年7月29日（水）午後5時15分

イ 場所

(1)イに掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和2年8月11日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)イに掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県公営企業管理局県立病院課新居浜病院整備グループ

ア 本庁舎

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2816

イ 新居浜駐在

〒792 0042

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

電話番号 (0897)43 6161

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Function transfer support etc. of Niihama Prefectural Hospital, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 29 July 2020
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 11 August 2020

(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact the following: Niihama Prefectural Hospital Rebuilding Group, Prefectural Hospital Division, Ehime Prefectural Public Enterprise Management Bureau,

(i) 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2816

(ii) 3 1 1 Hongo, Niihama, Ehime 792 0042 Japan
TEL 0897 43 6161

雑 報

○裁判手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和2年6月24日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。

令和2年7月3日

愛媛県収用委員会

会長 高橋直人

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道辰巳伊予和気停車場線改築工事（愛媛県松山市太山寺町地内）及びこれに伴う準用河川付替工事

3 収用及び使用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)				
収用	愛媛県松山市太山寺町	1481番8	田	畑	2,092	2,509.39	152.64	別記のとおり			
	愛媛県松山市太山寺町	1481番8	田	畑	2,092	2,509.39	10.88	別記のとおり			
	愛媛県松山市太山寺町	不明ただし、1481番8の一部又は道	不明ただし、田又はなし	畑又は道	不明ただし、2,092又はなし	63.92	53.15	不明ただし、別記のとおり又は東京都千代田区霞が関三丁目1番1号国（財務省）上記代表者 財務大臣 麻生太郎 国有財産管理者 四国財務局松山財務事務所長 多田 人志			
使用	愛媛県松山市太山寺町	1481番8	田	畑	2,092	2,509.39	10.40	別記のとおり			
	愛媛県松山市太山寺町	1481番8	田	畑	2,092	2,509.39	12.50	別記のとおり			
	愛媛県松山市太山寺町	不明ただし、1481番8の一部又は道	不明ただし、田又はなし	畑又は道	不明ただし、2,092又はなし	63.92	2.33	不明ただし、別記のとおり又は東京都千代田区霞が関三丁目1番1号国（財務省）上記代表者 財務大臣 麻生太郎 国有財産管理者 四国財務局松山財務事務所長 多田 人志			

(別記)

登記名義人 (亡) 渡部 安馬 法定相続人

京都府長岡京市長岡2丁目14番1号

法定相続分3分の1 渡部 駿

愛媛県松山市竹原2丁目16番2号 アルファステイツ竹原305号

法定相続分3分の1 渡部 剛

愛媛県松山市太山寺町1481番地1

法定相続分3分の1 渡部 さつき